

## 2019人事院勧告・報告等に対する日高教声明

人事院は、8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員給与に関して、月例給387円(0.09%)、一時金0.05月分を引き上げるとともに、住居手当の改定を含む本年の給与改定に関する勧告・報告と勤務時間等に関する取組、定年の引上げの再要請などを踏まえた公務員人事管理に関する報告を行った。

月例給及び一時金の引き上げ改定は6年連続となったが、月例給は、民間初任給との間に差があることから初任給を引き上げるほか限られた原資のなかで若年世代に限定した措置となった。また、一時金について、6年連続で勤勉手当の引き上げに充てたことは、育児・介護休業者や非常勤職員などへの配慮といった社会的要請に対し課題を残すこととなった。加えて、住居手当は、20年以上にわたって見直しが行われていないことを踏まえ、その間の国家公務員宿舍の縮減、公務員宿舍使用料の引き上げに伴う宿舍居住職員とのバランスを図る必要に対して、見直しの内容は手当が減額となる職員への一定の配慮がなされてはいるが、引き続き課題を残すものと考えられる。

公務員の長時間労働の是正等については、本年4月からの超過勤務命令を行うことのできる上限を原則、1年について360時間、他律的業務の比重が高い部署についても720時間などと設定したことに触れ、制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導するとともに、関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取り組みを支援していくとしている。また、仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進やハラスメント対策を講じることを示しているが、人事院の代償機関としての役割を果たすためには、その実効性を確保することが必要である。

われわれ日高教は、公務員連絡会に結集するなか、2019人勧期の取り組みについて、中央と地方が一体となり総力を挙げて運動を進めてきた。本年の勧告・報告はわれわれの要求にあまねく応えたものではないが、引き続き公務員連絡会の一員として、政府に対して、給与改定勧告の完全実施、超過勤務の確実な縮減、柔軟な働き方を踏まえた定年の引上げの早期実施等を求めていく。

あわせて、教育公務員を含む地方公務員についての各人事委員会勧告等に向けて、国と地方の違いや勤務実態、教職員の勤務の特殊性に応じた勧告となるよう取り組みを強化していく。特に教職員の働き方については、一部の自治体では先行的な対応が見受けられるものの、抜本的な改善には程遠く、時間外勤務が着実に縮減されるよう文部科学省をはじめ関係府省及び政党等に求める。加えて、全国人事委員会連合会に対し、賃金センサスにおける高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての学校関係職員の給与の水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、さらに、学校現場における業務改善に向けた実効性のある取り組みを、各人事委員会の勧告等において人事管理上の課題として言及させるとともに、その実現に向けた対応を強く求める。

日高教は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、その専門性に立脚した給与体系の実現に鋭意取り組んできた。引き続き、公務労協に結集する全国の仲間及び各単組とともに、勧告等の完全実施及び主体的な人事委員会勧告の実現に向けて、取り組みを強化していく。

2019年8月7日

日本高等学校教職員組合